

目

次

	頁
第108号議案 埼玉県知事の在任期間に関する条例を廃止する条例	23
第109号議案 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	24
第110号議案 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	25
第111号議案 埼玉県税条例の一部を改正する条例	28
第112号議案 埼玉県県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	30

第百八号議案

埼玉県知事の在任期間に関する条例を廃止する条例

埼玉県知事の在任期間に関する条例（平成十六年埼玉県条例第五十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年十二月二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

知事の在任期間に関する定めを廃止したいので、この案を提出するものである。

第百九号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表危機管理防災部の項第三十七号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、「以下」の下に「この号、次号及び第六十九号において」を加える。

別表都市整備部の項第七十三号中「第四条第二項又は第三項」を「第四条第三項又は第五項」に、「一万九千三百円」を「二万四千四百円」に改め、同項第七十六号中「一万七千九百円」を「一万八千五百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和二年三月一日から施行する。ただし、別表危機管理防災部の項第三十七号の改正規定は、この条例の公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

2 改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第七十三号の規定は、この条例の施行の日以後に二級建築士試験に合格した者又は木造建築士試験に合格した者の免許に係る手数料について適用し、同日前に二級建築士試験に合格した者（沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第十五号）第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格した者の免許に係る手数料については、なお従前の例による。

令和元年十二月二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

建築士法等の一部改正に伴い、二級建築士又は木造建築士の免許手数料等の額を改定するとともに、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第百十号議案

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十三項第一号事務の欄7中「第二十四条第一項」の下に「、第二十四条の二」を加え、同項第四号事務の欄及び同項第五号事務の欄中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

別表第八十五項第二号事務の欄中「介護老人保健施設」の下に「及び介護医療院」を加える。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第七項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「嵐山町」の下に「、小川町」を加える。

別表第二十二項市町村の欄中「小鹿野町」の下に「、美里町」を加える。

別表第五十項第一号市町村の欄中「小鹿野町」の下に「、東秩父村」を加える。

別表第五十一項第一号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、行田市」を、「朝霞市」の下に「、志木市」を加え、同項第二号市町村の欄中「朝霞市」の下に「、志木市」を加える。

別表第七十二項市町村の欄中「滑川町」の下に「、嵐山町」を加える。

別表第七十九項第一号事務の欄1中「及び第十一条の二」を「、第十一条の二及び第十一条の三」に改め、同項第二号市町村の欄中「伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町」を「各町村」に改め、同項に次の一号を加える。

四 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	熊谷市、東松山市、戸田市、久喜市、ふじみ野市
1 法第四十九条第一項の規定による浄化槽台帳の作成	
2 法第四十九条第二項の規定による情報提供の要請	
3 法附則第十一条第一項の規定による助言及び指導	
4 法附則第十一条第二項の規定による勧告	
5 法附則第十一条第三項の規定による命令	

別表第八十五項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

<p>四 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第百十五条の三十二第二項第一号、第三項及び第四項の規定による届出の受理 2 法第百十五条の三十三第一項の規定による命令、出頭の要求及び立入検査 3 法第百十五条の三十四第一項の規定による勧告 4 法第百十五条の三十四第二項の規定による公表 5 法第百十五条の三十四第三項の規定による命令 6 法第百十五条の三十四第四項の規定による公示 7 法第百十五条の三十四第五項の規定による通知 	<p>川口市</p>
--	------------

別表第九十一項事務の欄26中「第十六条第五項」の下に「、第五十二条の五第一項、第五十二条の六、第五十二条の七第一項及び第五十九条の二第二項第三号イ」を加え、同欄中31を32とし、30を31とし、同欄29中「第一号ロ」の下に「及び第二号ホ」を加え、同欄29を同欄30とし、同欄28の次に次のように加える。

29 施行規則第五十二条の八第一項の規定による確認の取消し

別表第九十七項第三号市町村の欄中「所沢市」の下に「、飯能市」を、「鴻巣市」の下に「、深谷市」を、「戸田市」の下に「、入間市」を、「毛呂山町」の下に「、越生町、滑川町」を、「吉見町」の下に「、鳩山町」を加える。

別表第一百一項市町村の欄中「小鹿野町」の下に「、美里町」を加える。

別表第百四項市町村の欄中「鳩山町」の下に「、皆野町」を加える。

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第七十六項第一号事務の欄4中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十二条の六第二項、第二十四条の二」を「第二十一条の五第二項、第二十四条の二の二」に改め、同欄8中「第二十二条の六第三項、第二十三条第三項（法第二十四条の四）」を「第二十二條の六、第二十三條第四項（法第二十四條の四第一項）」に、「第二十五条第二項」を「第二十四条の二第二項、第二十五条第三項」に改め、同欄9中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「並びに第二十五条第一項」を「、第二十四条の二第一項並びに第二十五条第二項」に改め、同欄中27を29とし、12から26までを14から28までとし、同欄11中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同欄11を同欄13とし、同欄10中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、「。）」の下

に「第二十四条の二三項、第二十五条第五項」を加え、同欄10を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 法第二十五条第一項の規定による指導及び助言
別表第七十六項第一号事務の欄9の次に次のように加える。

10 法第二十三条第三項（法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による公表

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第三条の規定 令和二年六月一日

2 この条例（第三条の規定を除く。以下同じ。）（前項第一号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

令和元年十二月二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第百十一号議案

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第一号イ(1)、第二号イ(1)並びに第三号イ(1)及びハ(1)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第五十四条第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

第五十五条の二第二項第一号及び第五十五条の十三中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

附則第二十二條の五第四項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同条第一項」に改め、同項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同条第一項」に、「又は同条」を「又は同項」に改め、同項第三号及び同条第五項各号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第七項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附則第二十三條第二項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五十一条第一項の改正規定並びに附則第二十二條の五及び第二十三條第二項第二号の改正規定 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日
- 二 第五十四条第三号の改正規定 道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日
- 三 第五十五条の二第二項第一号及び第五十五条の十三の改正規定 この条例の公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日のいずれか遅い日

令和元年十二月二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第百十二号議案

埼玉県県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
(埼玉県県営住宅条例の一部改正)

第一条 埼玉県県営住宅条例(昭和三十四年埼玉県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認める連帯保証人」を「緊急時等に連絡をとることができる者であつて知事が適当と認めるもの(以下「緊急時等連絡先」という。)」に改め、同条第二項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同項後段及び同条第三項を削り、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第十四条の見出し及び同条第一項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同条第二項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に、「当該入居権利者と同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認めるもの」を「知事が適当と認める者」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第三項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改める。

第十五条第二項第一号イ中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改め、同号ハ中「同条第二項後段又は」を削り、同号ニ中「同条第三項において準用する第十三条第二項後段の有効期間又は次条第五項」を「同条第四項」に改める。

第十六条第二項第一号中「同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認める連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同条第三項中「同項後段中「同項の」とあるのは「同条第二項の」と、「次項及び同項において準用する第十六条の二第二項から第四項まで」とあるのは「第十五条第二項第一号ニ、第十六条第四項及び第十六条の二第二項第三号イ」と、「前項」とあるのは「第十六条第二項」とを削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に、「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に改め、「(第一項第三号イに該当する場合にあつては、二年)」を削り、同項を同条第五項とする。

第十六条の二第一項中「(第三号イに該当する場合にあつては、二年)」及び「(この項第三号イを除く。)」を削り、同項第三号中「次に掲げる者」を「この項の規定により第十三条第一項の承認に有効期間を付された入居権利者」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三項中「(第一項第三号イに該当する場合にあつては、二年)」を削る。

第二十条第一項中「同条第二項後段若しくは」及び「(第十三条第三項において準用する場合を含む。)」を削り、「同条第三項において準用する第十三条第二項後段若しくは第十六条第五項」を「同条第四項」に、「同条第四項又は第六項」を「同条第五項」に改める。

第二十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、同項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、県は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、県に対し、敷金をもつて賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることができることを請求することができない。

第二十二条第一項中「次条第四号に掲げる費用」を「知事とその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの」に改める。

第二十三条第四号を次のように改める。

四 前条第一項において県が負担することとされているもの以外の県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

第三十条第二項中「前条ただし書」を「第二十九条ただし書」に改める。

第三十九条第一項中「第十三条第三項並びに第十六条第四項及び第六項」を「第十六条第五項」に改める。

第四十三条第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改め、同条第四項第一号中「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に改め、同項第二号中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改める。

第五十条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「前項」を「入居者」とあるのは「使用者」と、「敷金」とあるのは「保証金」と、同条第三項中「第一項」に、「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、同条第三項を「同条第四項」に改める。

第六十条中「第十二条、第十三条(第三項を除く。)、第十四条」を「第十二条から第十四条まで」に、「第十六条第一項、第二項及び第五項」を「第十六条第一項、第二項及び第四項」に、「第十三条第三項並びに第十六条第四項及び第六項」を「第十六条第五項」に改める。

(埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第二条 埼玉県特定公共賃貸住宅条例(平成六年埼玉県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「同程度以上の所得を有する者で知事が適当と認める連帯保証人が署名」を「緊急時等に連絡をとることができる者であつて知事が適当と認めるもの（以下「緊急時等連絡先」という。）が連署」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の規定にかかわらず、入居権利者から同号の請け書に緊急時等連絡先の連署が得られない旨の申出があり、かつ、知事が当該申出を相当と認めるときは、同号の請け書への緊急時等連絡先の連署を要しないものとする。

第十二条第三項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、「同条第二項」の下に「中「入居権利者」とあるのは「承継人」と、同条第三項」を加える。

第十六条第一項及び第三項中「第十条第四項」を「第十条第五項」に改める。

第十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、同項ただし書中「未納の家賃又は当該入居に係る」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、県は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、県に対し、敷金をもつて賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることができない。

第十八条中「次条第四号に掲げる費用」を「知事はその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの」に改める。

第十九条第四号を次のように改める。

四 前条において県が負担することとされているもの以外の特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の埼玉県営住宅条例（第二十一条から第二十三条まで、第三十条、第三十九条、第四十三条第三項及び第五十条を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の埼玉県営住宅条例第十三条第二項の規定により有効期間を付して承認された入居申込者が連帯保証人の連署した請け書を提出し、承認を受けた場合又は同条例第十四条第一項の規定により連帯保証人の変更の承認を受けた場合は、これらの連帯保証人は承認を受けた日の属する月の近傍同種の住宅の家賃の額の六月分又は五十万円のいずれか低い金額を限度として、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行する責任を負うものとする。

4 改正後の埼玉県特定公共賃貸住宅条例第十条及び第十二条の規定は、施行日以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

(埼玉県特別県営住宅条例の一部改正)

5 埼玉県特別県営住宅条例(昭和四十二年埼玉県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第五十九条まで」の下に「並びに埼玉県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例(令和元年埼玉県条例第号)附則第二項及び第三項」を、「行う」の下に「と、埼玉県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例附則第三項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「当該特別県営住宅の家賃の月額」を加える。

第八条の二第一項中「第五十九条まで」の下に「並びに埼玉県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例(令和元年埼玉県条例第号)附則第二項及び第三項」を加える。

令和元年十二月二日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

単身高齢者等の増加を踏まえ、県営住宅の入居申込者等について連帯保証人を要しないこととするともに、民法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。